

農地・水・環境保全向上対策

体制整備構想について

あり方編（案）

農村振興局農地資源課

目次

目的	
体制整備構想（案）と体制整備構想の違い	1
体制整備構想の内容	2
留意点（その1）	3
1. 作成時期	4
2. 作成に要する経費	
留意点（その2）	5
3. 承認の基準	
留意点（その3）	6
4. 交付金返還の範囲	
留意点（その4）	7
5. 市町村や地域協議会の支援	
(参考) 実施要綱・要領上の規定	8



目的

地域内の話し合い



共同活動の 自立的定着



地域活性化



- 対象活動組織の構成員が農地・農業用水等の資源及びこれらの資源により形成されている農村環境の適切な保全管理と質的向上のあり方を話し合うこと等を通じて、共同活動が将来、自立的に地域へ定着することをねらいとしています。
- また、共同活動はこれまでボランティア精神で行われてきましたが、本対策による支援により、この精神が失われることのないよう、体制整備を促進する仕組みを導入する必要があります。
- 例えば、10年後、高齢化により活動の担い手(中心メンバー)が減少することが活動組織内で共有されれば、将来の地域の保全管理体制を描く際に有効です。

体制整備構想

体制整備構想（案）と体制整備構想の違い

体制整備構想（案）

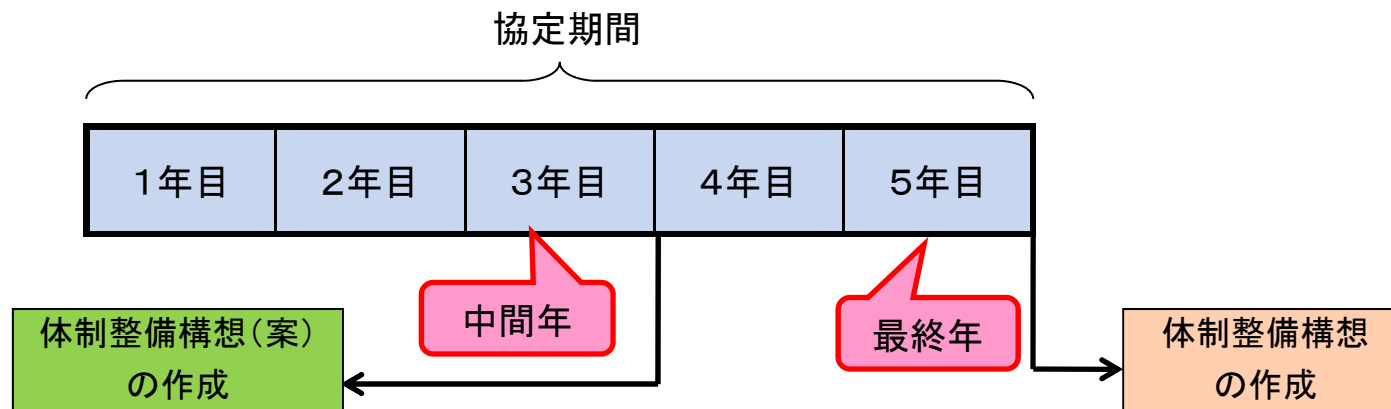
- **中間年(3年目)**に、これまで行ってきた共同活動を振り返り、この共同活動が地域に根ざしていくためにはどのようにすべきか**地域内で話し合っていた**き、**将来の体制(案)として取りまとめた**ものです。

■作成時期 ~ 協定締結年度から起算して3年目の年度末までに地域協議会に届け出ます。
(実施要領第4の3の(3)のア)

体制整備構想

- **中間年(3年目)**に作成した「体制整備構想(案)」について、**4~5年目の共同活動を通じて再点検**を行い、**最終年(5年目)**に、**そのままあるいは見直し**を行った上で**(案)を外した**ものです。

■作成時期 ~ 協定締結年度から起算して5年目の年度末まで地域協議会に申請し、承認を得ます。(実施要領第4の3の(3)のイ)



体制整備構想の内容

構想の考え方、流れ

現状や課題の把握

①現在の体制を把握しましょう！

②将来見通しを推計しましょう！

将来の目標

③体制のあるべき姿について考えましょう！

④地域農業の将来について考えましょう！

目標実現に必要なこと

⑤目標実現に向けた方策を考えましょう！

構想の内容

1. 共同活動の現状

- (1)どんな役割分担で何をやっているのか？
- (2)その分担はどのような方法で決めているのか？
- (3)その行為にどれくらいの経費を見積もっているのか？

2. 将来の体制の見通し

- (1)各活動は、どれくらいの年齢の人が中心になっているのか？
- (2)10年後75歳以上の中心メンバーがリタイアしたら、それに連動して活動する人はどうなるのか？

3. 共同活動の将来像

- (1)ご当地の地域資源の重要性や役割はどうなっているのか？
- (2)それらの資源を将来とも守っていくため、誰が参加してどのような役割分担とすべきなのか？

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- 活動組織の体制の強化につなげるため地域農業の担い手となる農業者の育成・確保はどうなっているのか？

5. 将来展望を実現するために取り組む具体的方策

- 体制のあるべき姿を実現するために具体的に何をやるのか？

留意点（その1）

1. 作成時期～ 協定締結年度により異なります。
 - 体制整備構想(案): 協定締結年度から起算して3年目の年度末までに地域協議会に届け出。(実施要領第4の3の(3)のア)
 - 体制整備構想: 協定締結年度から起算して5年目の年度末まで地域協議会に申請し、承認を得る。(実施要領第4の3の(3)のイ)

2. 作成に要する経費～ 共同活動支援交付金の使途の対象です。
 - 作成に要する必要経費については、共同活動支援交付金から充当しても構いません。
 - 必要により、体制整備構想に係る業務を委託することも可能です。

(参考)共同活動支援交付金の支出計画

項 目		金 額
基礎部分の活動に要する経費		●●万円
誘導 部分	農地・水向上活動に要する経費	●●万円
	農村環境向上活動に要する経費	●●万円
活動組織の管理運営に要する経費		●●万円
合 計		●●●万円



留意点 (その2)

3. 承認の基準

○ 参考様式第6号添付様式6に掲げる**下記の事項を網羅**することが必要です。

1. 共同活動の現状
2. 将来の体制の見通し
3. 共同活動の将来像
4. 地域農業の担い手の育成・確保
5. 将来展望を実現するために取り組む
具体的方策

- 注1) **地域の実情に応じた内容を記載**してください。
- 注2) 記載内容や書式は対象活動組織が**任意に設定**することも可能です。
- 注3) **手書き**でも構いません。
- 注4) 将来展望は、**体制整備構想(案)の策定時点から概ね10年後を想定**して記載してください。
- 注5) 記入した内容の**達成状況が交付金交付の条件**になるものではありません。

(添付様式6)

○○地区農地・水・環境保全会 体制整備構想(案)
(農地・水・環境保全会向上対策(共同活動支援交付金)に係る体制整備構想(案))

1. 共同活動の現状
(1)活動組織の構成員の役割分担

構成員	主な役割

(2)活動組織の意思決定の方法
議案は出席した構成員の 以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(3)活動組織の資金計画

項目	主な交付金の使途の内容	金額(千円)
基礎部分の活動に要する経費		
誘導部分に要する経費	農地・水向上活動に要する経費	
	農村環境向上活動に要する経費	
活動組織の管理運営に要する経費		
	合 計	

2. 将来の体制の見通し
(1)活動の担い手の年齢構成等(現状)
本活動組織では、基礎部分の活動は農業者が、農地・水向上活動は、農業者、自治会、 が、農村環境向上活動は農業者、自治会、 が中心となって行っている。
主な担い手の年齢構成等は下表のとおり。

構成員	人数(人)	平均年齢(歳)	65歳以上の割合(%)

(2)高齢化を踏まえた概ね10年後の推定
10年後に、現在65歳以上の担い手が活動に参加できなくなると仮定した場合、本活動組織では、 %の活動人員が減少すると見込まれる。

3. 共同活動の将来像
(1)当地における農地・水・環境が有する社会共通資本としての役割

(2)将来展望

4. 地域農業の担い手の育成・確保
活動組織において主要な役割を果たす農業者のうち、地域農業の担い手となる農業者の育成は、活動組織の体制の強化につながることから、担い手の育成・確保に努める。
具体的な目標は下表のとおり。

内 容	現 状	目 標

5. 将来展望を実現するために取り組む具体的方策

留意点（その3）

4. 交付金返還の範囲

返還対象行為	確認時点	返還等の措置	返還期間
体制整備構想（案）が作成されなかった場合	協定締結年度から起算して3年目の年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の全部又は一部を返還 ・ 当該年度以降の共同活動支援交付金の交付を停止 	（共同活動支援） 協定認定年度まで遡及返還
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に交付された営農活動支援交付金の全額を返還 	（営農活動支援） 当該年度分
体制整備構想が作成されなかった場合	協定締結年度から起算して5年目の年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の全部又は一部を返還 	（共同活動支援） 協定認定年度まで遡及返還
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に交付された営農活動支援交付金の全額を返還 	（営農活動支援） 当該年度分

注) 交付金の全部又は一部とは、

・・・ 地域に有効に活用されなかったとみなされる経費

例えば、体制整備構想策定に係る会議に要した費用 など

留意点 (その4)

5. 市町村や地域協議会の支援

- 地域農業の担い手の育成・確保等は市町村にとっても重要な課題です。
- 市町村が策定する各種計画には、体制整備構想の参考となる内容が包含されています。
- このため、市町村は活動組織の体制整備構想の策定に際し協力することが大切です。

計画の名称	根拠	参考になると考えられる内容
地域水田農業ビジョン (水利地域水田農業ビジョン)	米政策改革基本要綱 産地づくり推進交付金(産地づくり対策)は、 地域水田農業ビジョンが策定されていることが 交付要件。 新農業水利システム保全対策事業は、地域 水田農業ビジョンに基づき実施。	新農業水利事業 ・水利区域内の水田農業の将来像(担い手集積、育成 目標、担い手リスト) ・制約要因とその除去のための手段(今後必要となる 対策) ・推進体制等
山村振興計画	山村振興法第8条	IV. 振興施策 10. 森林、農用地等の保全施策 11. 担い手施策 V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連
農業経営基盤の強化の促進 に関する基本構想	農業経営基盤強化促進法 ・県:農業経営基盤強化促進基本方針 ・町:農業経営基盤強化促進基本構想	・農用地利用の展望 ・遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項 ・要活用農地の農業上の増進を図るための施策一覧 ・特定法人貸付事業に関する事項(特定法人と締結す る協定に関する事項)
基本構想 (市町村総合計画)	地方自治法 第2条4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、 議会の議決を経てその地域における総合的かつ 計画的な行政の運営を図るための基本構想 を定め、これに即して行うようにしなければならない。	・将来人口 ・産業振興の方向性 ・土地利用の基本方針
田園環境整備マスタープラン (農村環境計画を含む)	環境との調和に配慮した農業農村整備事業等 基本要綱に基づき、事業は田園環境整備マス タープランを踏まえて実施することを規定。	・地域内の環境評価に関する事項 ・環境保全の基本方針に関する事項 ・地域の整備計画に関する事項

(参考) 実施要綱・要領上の規定

実施要綱別紙1第4

2 対象活動組織

共同活動支援交付金の対象となる活動組織(以下「対象活動組織」という。)は、効果的に共同活動を実施できる区域を基本として地域の実情に応じて設立するものとし、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 農村振興局長が別に定める要件を満たす規約を定めること。
- (2) その代表者と対象農用地が存する市町村長又はこれに準ずる者(以下「市町村長」という。)との間で、3に掲げる事項を定めた協定(以下「協定」という。)が締結されること。
- (3) (2)の協定締結年度から起算して3年目の年度末までに農村振興局長が別に定めるところにより、**体制整備構想(案)を作成し、5年目の年度末までに体制整備構想を取りまとめること。**

実施要領第4の3

(3) 要綱別紙1第4の2の(3)の農村振興局長が別に定める手続は、次のとおりとする。

- ア 対象活動組織の代表者は、要綱別紙1第4の2の(2)の**協定締結年度から起算して3年目の年度末までに、地域協議会長に体制整備構想(案)を参考様式第6号により届け出るものとする。**
- イ 対象活動組織の代表者は、要綱別紙1第4の2の(2)の**協定締結年度から起算して5年目の年度末までに、地域協議会長に体制整備構想の承認を参考様式第7号により申請しなければならない。**
- ウ 地域協議会長は、イにより申請があった体制整備構想について、その**内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、参考様式第8号により対象活動組織の代表者に通知しなければならない。**

(参考) 実施要綱・要領上の規定 (つづき)

実施要領第4の11

(1) 共同活動支援交付金の返還

イ 要綱別紙1第4の2の(3)の体制整備構想(案)又は体制整備構想が作成されなかった場合は、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(1)及び(2)の交付金の一部又は全部を協定認定年度に遡って返還するものとする。なお、体制整備構想(案)が作成されなかった場合、当該年度以降の共同活動支援交付金の交付は行わないこととする。

ウ 共同活動支援交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施及び体制整備構想の策定以外の目的に使用されていると認められた場合は、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(1)及び(2)の交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施及び体制整備構想の策定以外の目的に支出された交付金に相当する金額を返還するものとする。

実施要領第5の12

(1) 営農活動支援交付金の返還

協定の対象となる資源に記載された協定農用地及び農業用水路その他の農業用施設に対する対象活動組織の共同活動が要綱別紙1第4の1の(4)に定める要件を満たさないことが確認された場合又は要綱別紙1第4の2の(3)の体制整備構想(案)及び体制整備構想が作成されなかった場合は、原則として、当該年度に交付された営農活動支援交付金の全額を返還するものとする。